

# 第3期白子町地球温暖化対策実行計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

千葉県 白子町

# 目次

## 第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・2
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・3
5. 第2期実行計画の概要と削減実績・・・・・・・・・・4

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・4
2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

## 第3章 具体的な取組

1. 電気使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
3. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
4. 燃料使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・9
5. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

## 第4章 推進・点検体制

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条の1に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定した「白子町地球温暖化対策実行計画」（以下、旧計画という。）の計画期間が令和2年度で終了することを受け、新たな計画として「第3期白子町地球温暖化対策実行計画」（以下、実行計画という。）を策定するものである。

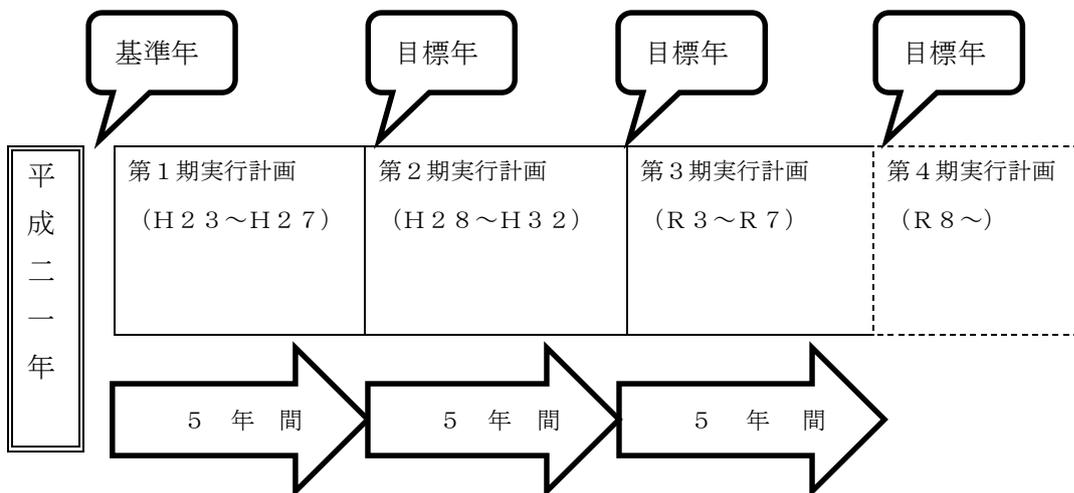
白子町の事務事業の実施に当たっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成21年度とし、計画期間を令和3年度～令和7年度までの5年間とする。

目標年度については、令和7年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。



### 3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

(対象施設一覧)

所 管 課	施 設 名
総務課	役場庁舎・防災行政無線・防犯灯・公用車
税務課	公用車
建設課	重機・排水機場・道路照明等・町営住宅・公用車
産業課	揚水機場・公用車
商工観光課	公衆トイレ・公用車
健康福祉課	農業者健康管理施設・白潟ふれあいセンター 南白亀ふれあいセンター・関ふれあいセンター 公用車
環境課	第1クリーンセンター・第2クリーンセンター 第3クリーンセンター・公用車
住民課	白潟保育所・南白亀保育所・関保育所・学童保育
ガス事業所	事務所・ガバナー室・公用車
教育課	白潟小学校・関小学校・南白亀小学校・白子中学校
生涯学習課	青少年センター・公民館・少年野球場・サッカー場 テニスコート・バス・公用車
学校給食センター	学校給食センター・公用車

#### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、7種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

#### 5. 第2期実行計画の概要と削減実績

(1) 策定時期

平成28年3月

(2) 計画期間

・第2期計画 平成28年度から令和2年度 (基準年は平成21年度)

(3) 対象となる範囲

全ての課・施設等における事務事業 (一部事務組合等を除く)

(4) 削減目標

令和2年度における二酸化炭素排出量を、基準年である平成21年度に比べて12%削減する。

#### (5) 目標達成状況

計画策定時の事務・事業の範囲では、目標年次は令和2年度の二酸化炭素排出量が年度途中で計測不可能であることから、令和元年度までの値を使用し達成状況を報告する。

年 度	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	削減率 (対基準年)
平成21年度(基準)	1,204,105	—
平成28年度	1,147,836	5%削減
平成29年度	1,128,450	6%削減
平成30年度	1,099,849	9%削減
令和元年度	1,119,930	7%削減

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

白子町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、1,204,105 kg-CO<sub>2</sub>である。

区 分	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,204,105 kg-CO <sub>2</sub>

### 2. 要因別の排出状況

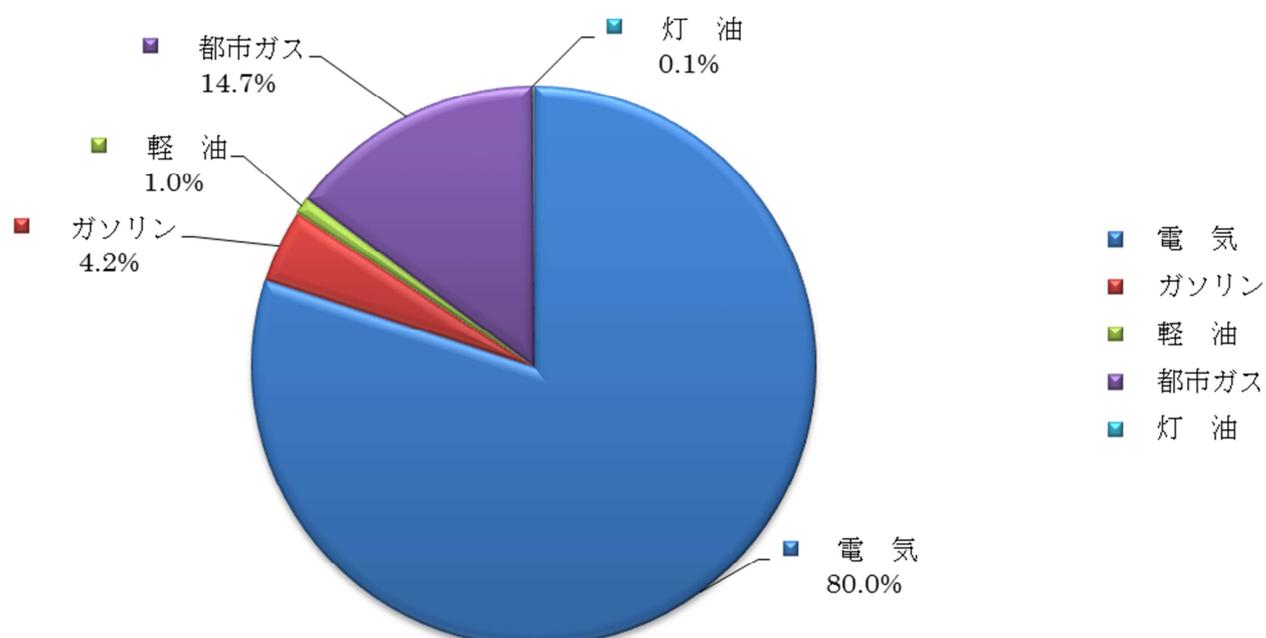
町の事務及び事業における温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量は、各施設、車両等の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、算出する。

○町の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

【平成21年度:基準年】

項目	使用量	二酸化炭素排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	比率(%)
電気	2,548,778kwh	963,438	80.0
都市ガス	83,776 m <sup>3</sup>	176,600	14.7
ガソリン	21,866 ℓ	50,774	4.2
軽油	4,750 ℓ	12,463	1.0
灯油	333 ℓ	830	0.1
合計		1,204,105	100.0

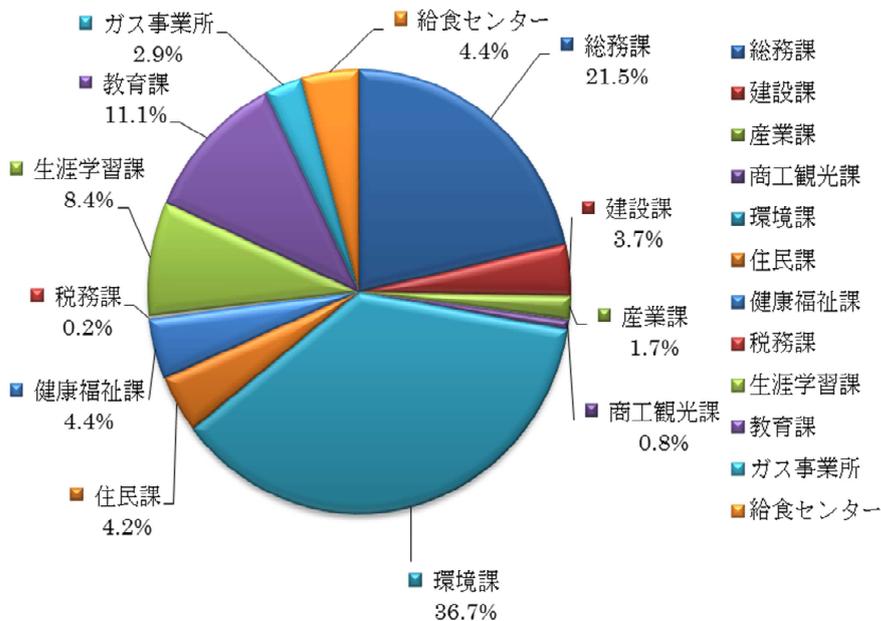
### 平成21年度 二酸化炭素排出割合 <全体>



部門別二酸化炭素排出量

部 門	二酸化炭素排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	比率(%)
総務課	243,101	20.2
建設課	45,372	3.8
産業課	21,028	1.7
商工観光課	9,633	0.8
環境課	448,732	37.3
住民課	52,255	4.3
健康福祉課	54,003	4.5
税務課	2,008	0.2
生涯学習課	102,509	8.5
教育課	136,544	11.3
ガス事業所	34,638	2.9
学校給食センター	54,282	4.5
合 計	1,204,105	100.0

平成21年度 二酸化炭素排出割合 (各課別)



平成21年度(基準年)温室効果ガス(二酸化炭素)総排出量

1,204,105 kg-CO<sub>2</sub>

### 3. 削減目標

平成21年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和7年度の二酸化炭素排出量を、12%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成21年度	削減目標	目標年度排出量 令和7年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,204,105 kg-CO <sub>2</sub>	12.0 %	1,059,612 kg-CO <sub>2</sub>

項目別の二酸化炭素排出量と目標値

	基準年度 (H 2 1)		目標値 (R 7)		削減量	
	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量
電 気	kwh 2,548,778	kg-CO <sub>2</sub> 963,438	kwh 2,242,925	kg-CO <sub>2</sub> 847,826	kwh 305,853	kg-CO <sub>2</sub> 115,612
都市ガス	m <sup>3</sup> 83,776	kg-CO <sub>2</sub> 176,600	m <sup>3</sup> 73,723	kg-CO <sub>2</sub> 155,408	m <sup>3</sup> 10,053	kg-CO <sub>2</sub> 21,192
ガソリン	ℓ 21,866	kg-CO <sub>2</sub> 50,774	ℓ 19,242	kg-CO <sub>2</sub> 44,682	ℓ 2,624	kg-CO <sub>2</sub> 6,092
軽 油	ℓ 4,750	kg-CO <sub>2</sub> 12,463	ℓ 4,180	kg-CO <sub>2</sub> 10,967	ℓ 570	kg-CO <sub>2</sub> 1,496
灯 油	ℓ 333	kg-CO <sub>2</sub> 830	ℓ 293	kg-CO <sub>2</sub> 730	ℓ 40	kg-CO <sub>2</sub> 100
合 計		kg-CO <sub>2</sub> 1,204,105		kg-CO <sub>2</sub> 1,059,612		kg-CO <sub>2</sub> 144,493

令和7年度 (目標年度) 温室効果ガス (二酸化炭素) 総排出量 1,059,612 kg-CO<sub>2</sub>

## 第3章 具体的な取組

本町の事務及び事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取組を以下のとおりとする。

### 1. 電気使用量の削減

- ・ 昼の休憩時間や時間外勤務時等においては、不必要箇所を消灯する。
- ・ トイレは原則として消灯し、利用状況に応じて点灯する。
- ・ 毎週水曜日をノー残業デイとし、勤務終了後の早期退庁を奨励する。
- ・ 退庁時には身の周りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・ 待機電力の消費を最小限に抑え、必要に応じて電化製品のコンセントプラグを抜く。
- ・ OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・ 役場庁舎及び各施設の冷暖房については、適正な温度管理（冷房28℃、暖房20℃）と利用状況に応じた管理を行う。
- ・ 日常的に節電の励行に努める。

### 2. 施設設備の改善等

- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ・ 高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・ 公共施設の緑化を推進する。

### 3. 物品購入等

- ・ 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控える。

#### 4. 燃料使用量の削減

- ・施設の冷暖房等については、適正な温度管理と利用状況に応じた管理を行う。
- ・公用車から離れるときは、必ずエンジンを止め、必要以上のアイドリングは控える。
- ・公用車を更新する場合は、低燃費・低公害車の導入を図るとともに、ハイブリッドカーの導入に関しても積極的に検討する。
- ・公用車の運行時に、急発進及び急加速は行わない。
- ・公用車のタイヤ空気圧を適正に保つとともに、車内に不要な荷物を積載しないよう心がける。
- ・公用車のオイル交換等の整備は、適正な時期に行い、常に燃費の向上について意識を高める。

#### 5. その他の取組

- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・日常的に節水を心がける。
- ・庁内LANシステムなど、電子メディアを利用したペーパーレス化を図る。
- ・会議資料の簡素化、資料の共有化に努める。
- ・庁舎内での連絡事項や情報等については、庁内LANを活用し物理的な資源の使用を抑える。
- ・環境保全に関する意識向上、率先実行の推進に努める。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

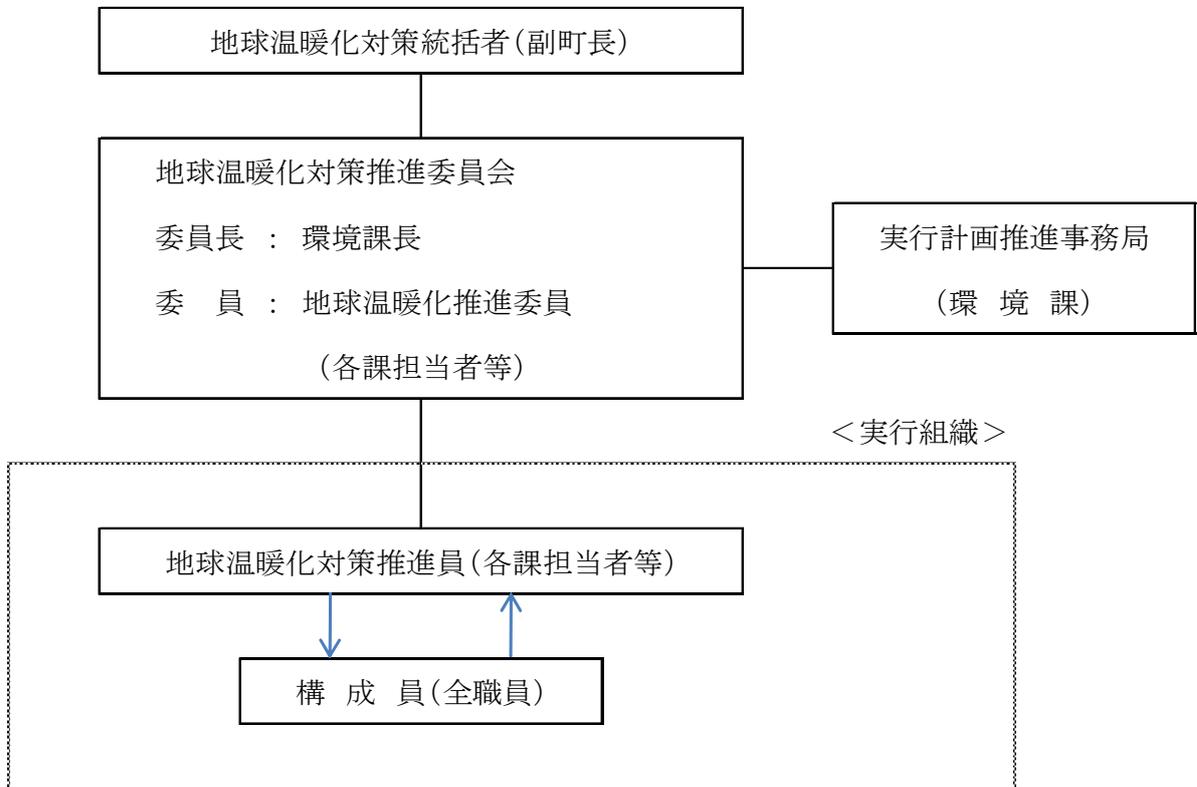
## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進体制

計画の推進管理は、各課等を実行組織として位置付け、実行組織ごとに行うことを基本とする。

- (1) 副町長を地球温暖化対策統括者（以下「統括者」という。）とする。
  - ・ 地球温暖化対策に係る取組方針について、地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴き、指示する。
  - ・ 計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。
- (2) 委員会
  - ・ 環境課長を委員長とし、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を委員とする。
  - ・ 計画の推進等に関する調整を図るため、適時会議を開催する。
  - ・ 今後の取組み等について協議・検討を行うものとする。
  - ・ 今後の計画推進に係る方向性等を記述した資料を作成し、統括者に報告し、承認を受けるものとする。
  - ・ 全職員に対し、法律等の法制度に関する事項や、これに基づく国・県等の動向について適切な情報を提供するものとする。
  - ・ 全職員に対し、計画の進捗状況や効果等に関する情報を提供する。
- (3) 環境課を実行計画推進事務局（以下「事務局」という。）とする。
  - ・ 委員会の事務を所管する。
- (4) 各課等の担当より1名程度を選出し、実行組織内の推進員とする。
  - ・ 各課等の構成員に対し、環境配慮活動を実践するよう指示する。
- (5) 各実行組織における、推進員以外の職員を構成員とする。
  - ・ 推進員の指示・指導の下、環境配慮活動を実践する。
  - ・ エネルギー使用量等を適時、推進員に報告する。

< 推進体制組織図 >



## 2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおし、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

## 3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報誌やHP等により公表する。

職員への情報提供については、庁内LAN等により行うこととする。